# 住民の求めに応じた情報の提供に関する要領

（令和 ３ 年 ６ 月２５日）
最近改正　令和 ７ 年 ５ 月 ７ 日

（目的）

第１条　この要領は、島本町情報公開条例（昭和５８年島本町条例第２４号。以下「条例」という。）第１５条の情報の提供のうち、住民の求めに応じた情報の提供について、必要な事項を定めるものとする。

（住民の求めに応じた情報の提供の手続）

第２条　情報を管理する課等（以下「所管課等」という。）の長は、その保有する情報について住民から閲覧又は写しの交付の求め（以下本条において「情報の提供の申出」という。）があった情報のうち、次条に規定する情報（以下「提供可能情報」という。）については、条例第６条に定める閲覧等の請求（以下「公開請求」という。）の手続によることなく、閲覧に供し、又は写しを交付することができる。

２　情報の提供の申出は、原則として住民が来庁した場合に限り、行うことができるものとする。

３　第１項の規定にかかわらず、所管課等において、情報の提供の可否等について直ちに判断できないときは、その旨を住民に伝え、公開請求の手続を案内するものとする。

（対象情報）

第３条　提供可能情報は、次の各号のいずれかに該当する情報とする。

⑴　過去に公開請求があり全部公開した情報で、申出を受けた時点においても明らかに判断が変わらない情報

⑵　既に公表されている情報のみが記載されている情報

⑶　その他条例第５条第１項各号に規定する非公開情報が含まれていないことがただちに判断できる情報

（提供の場所）

第４条　提供可能情報の提供は、原則として所管課等の職員が所管課等の執務室において行う。

（写しの交付）

第５条　提供可能情報の写しの交付の部数は、申出１件につき１部とする。

（費用負担）

第６条　所管課等が提供可能情報の写しを交付する場合、これに要する費用は、住民の負担とする。ただし、次に掲げる情報の写しを交付する場合は、この限りでない。

(1)　広報や普及啓発を目的に作成された情報

(2)　住民に法令、行政手続き、行政サービス等の内容を説明するために必要な情報
(3)　審議会等の配布資料の残りなど無料で提供することが適当と認められる情報

（適用除外）
第７条　この要領は、実施機関が図書館、行政資料コーナーその他これらに類する施設において、住民の利用に供することを目的として管理している図書、図面、記録等については適用しない。

附　則
この要領は、令和３年６月２５日から施行する。
附　則
この要領は、令和７年５月７日から施行する。